

## 住居確保給付金（転居費用補助）のご案内

～ 家計を改善するために転居をご検討されている方へ～

### 住居確保給付金（転居費用補助）とは

収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減する必要がある方で、支給要件を満たす方に対し転居のための費用の一部を支給します。

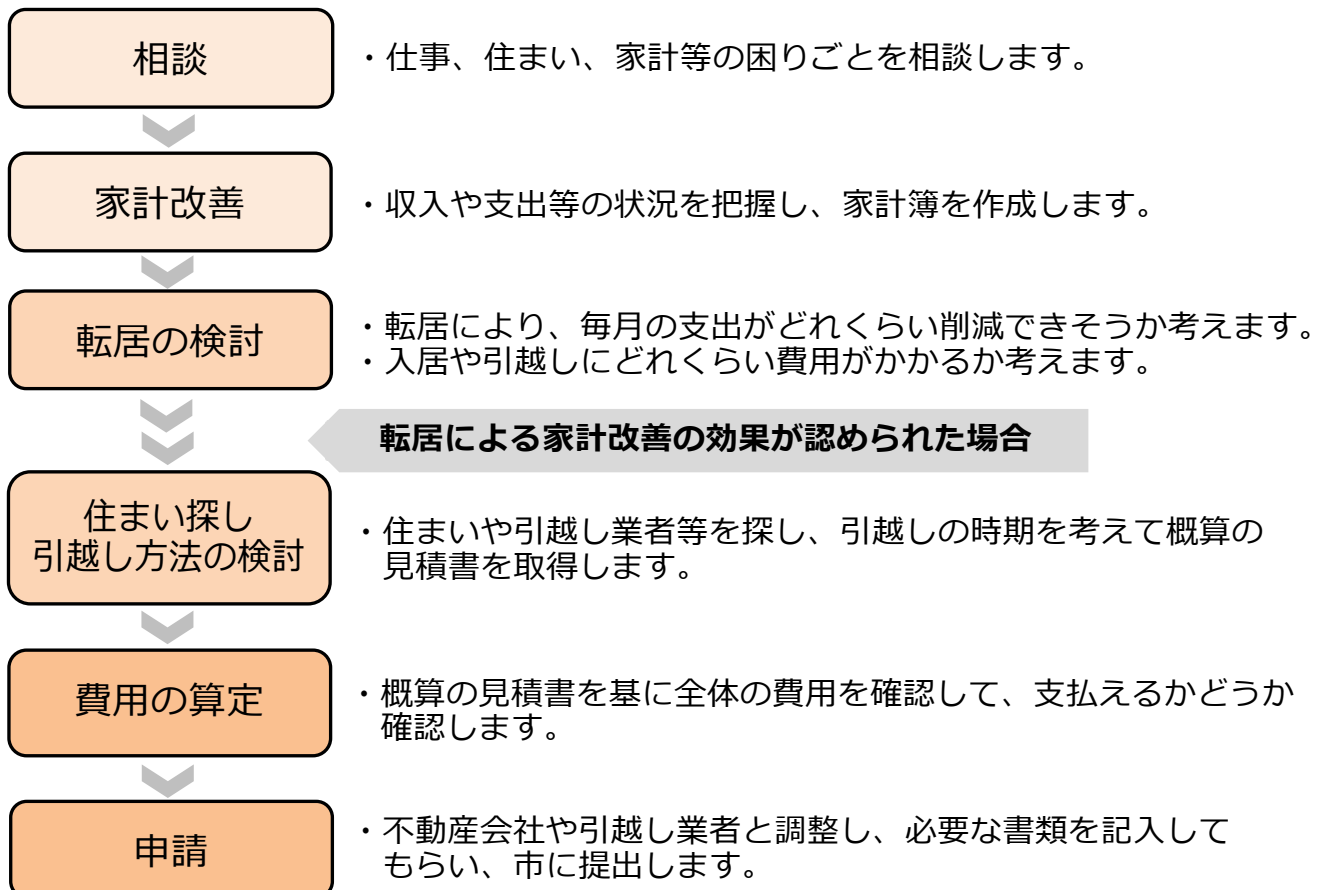
### △ ご注意ください

- ① この給付金の利用にあたっては、本市の家計改善支援を受け、転居することで家計が改善されると認められている必要があるため、申請及び支給に至るまでに、一定の期間を要します。
- ② 支払い済みの費用は、支給対象になりません。

#### <家計改善支援とは>

自分で家計管理ができるようになることを目標に、家計の見える化を行い、家計簿の作成等の支援を行うとともに、各種給付制度の利用や滞納の解消、債務整理に関する支援等を行うものです。

### 申請までの流れ



※申請から給付金が振り込まれるまで、1か月程度かかりますので、それを踏まえてスケジュールを決める必要があります。

### 住居確保給付金（転居費用補助）の支給方法

提出された書類に基づき審査を行い支給決定した後、不動産仲介業者や引越し業者等の口座へ小牧市から直接振込みます。  
（審査には時間を要します。ただちに支給されるものではありません。）

### 転居後の確認について

転居後 7 日以内に、転居と費用の確認のため、住居確保報告書に、以下のものを添付して、ご提出ください。

- ・賃貸借契約書の写し
- ・住民票の写し

※実際の支出額が申請時の見積もりと異なった場合は、お知らせください。  
（実費が支給額を下回った場合、差額を返還していただく必要があります。）